

「政治問題」理由に 逃げ続けた裁判所 法治国なら判断を

戦争を放棄した憲法のもとで自衛隊は認められるのか。戦後日本の安全保障論議の柱だったこの問題について、明快に憲法と断じた1973年の長沼訴訟一審判決の福島重雄元裁判長が、近著で当時の日記など関連資料を公開して、長い沈黙を破った。自衛隊の憲法上の位置づけは高度な政治問題であるとして、判断を避け続けた司法のあり方に一石を投じたあの歴史的判決は、どのようにつくられたのか。(三浦俊章)

「昨年4月、名古屋高裁が自衛隊のイラク派遣を違憲と認定して注目されました。それまでは、自衛隊を違憲としたのは長沼の一審判決だけでした。」
「あのときに、その後35年間、自衛隊の憲法判断に関する判決が出ないと予測していたわけではありません。結果としてそうだっただけのことです。」

「高度に政治性のある国家行為については、司法は判断権を有しないといういわゆる『統治行為論』です。そういう考え方をとることもできたでしょうが、私は憲法判断を避けるべきではないと考えました。あれ以後、『なぜあんな憲法判断をしたのですか』と聞かれることがあります。変わった人間のように思われることは心外です。むしろ、憲法判断を避けた人にその理由を聞いてほしい。裁判官には憲法を遵守する義務がありますし、裁判所には下級審

1930年生まれ。京都大学法学部卒。長沼判決後は、東京地裁手形部、福島、福井両地裁に勤務後退官。公証人を経て現在は弁護士。

お重さん 福島重雄

長年の沈黙を破った長沼違憲判決の元裁判長



富山市、山谷勉撮影

「世代的差はありました。当時の裁判所には、戦前の旧憲法のもとで裁判官をやってきた人たちが残っていました。しかし、そういう人たちはそのうち定年退職で姿を消していく、やがて我々の時代になるのだという感覚がありました。我々がこれから新憲法に基づく裁判所をつくっていくのだという意気込みを持っていました。」
「福島さんの戦争体験を教えてください。」
「海軍兵学校78期です。最後の期です。昭和20年3月に入って、306分隊に所属

福島元裁判長の日記から

引用は、福島氏が憲法学者や当時の司法関係者らの質問に答える形でまとめた『長沼事件 平賀書簡 35年目の証言——自衛隊違憲判決と司法の危機』(福島重雄・大出良知・水島朝穂編著、日本評論社)による。日記本文の表記は原文通りだが、一部ゴシックにシルビをふった。文中の丸カッコは原文にあるもの。山カッコは紙面で補った。

【1969年】
4月8日<判事になった日> 省みれば判事補一〇年。僕は僕なりに努力もし、又失敗もし、うまく行った点もあった。現在の道、恐らく僕は一生進むだろう。
7月23日<長沼事件担当になって> 長沼の事件は確かに法律問題を越えた政治問題がからんでいる。一体これをどうするのか。いわゆる基地問題である。今迄の裁判所は何だかんだといいつながら、自衛隊の憲法九条問題を避けて来た。だがいつかはどこかで誰かがやらなければならない問題である。もっとも純然たる観念訴訟は許されまい。しかし何らかの基本的な問題と多少ともつながりを有する限り、やはりこの問題に的確な答えを与えなければなるまい。
8月10日 帰宅してみると<平賀健太・札幌地裁>所長から電話があり、長沼事件のことで打ち合わせたいといって来ていた。
8月14日 長沼事件は重大なことになって来た。所長から書簡が来た。内容は長沼事件は国側の勝訴になる筈であると。その結局いかんにかかわらず明らかな裁判干渉だ。怒った。俺は怒った。何たることだ。
【1970年】
10月9日 長沼事件の証拠調べに入る。第一回口頭弁論からちょうど一年。そして裁判所が自衛隊の違憲問題に本格的に取り組み姿勢を見せるや、所長が狼狽し、政府が狼狽し、そして最高裁迄が変調を来した。
【1973年】
3月29日 いよいよ長沼事件最終弁論始まる。今日と明日。今日は一〇人の代理人が弁論をした。明日もまた同じ。長沼の弁論、代理人は盛んに「勇気と英断」を裁判所に求める。まるでいわれている方は、いくじなしのぐずつき者のように聞こえてくる。しかし、国民にそう映るのであれば仕方がない。国民の人権を守った歴史は残念ながら、日本の裁判の歴史の実体ではなかったのだから。
5月3日 憲法記念日。迎えて二六回目という。平和と民主主義の憲法。高らかにうたい上げられたこの憲法も二六年の間、飽まれ続けた。時の政治権力に有利な憲法は十二分に利用される。時の権力に不利な憲法は無視される。そして裁判所は何かと理屈をつけて、その時の政治権力を弁護してやる。それが裁判所というものの本質なんだ(少なくとも今までは)。長沼訴訟はこのような今までの裁判の本質を国民が知り、そしてそれを元の姿に戻そうとした、いわば最初の訴訟であろう。私もこの訴訟を通じて裁判というものをよく考えてみる機会が与えられた。
9月7日<判決当日> 十時入廷。さしもの広々とした五号法廷はびっしり。九月に入ったというのに法廷は暑い。主文言渡(一寸ここでとちった。やはり緊張していたのだろう)。判決要旨告知。五分休憩。そのあと約一時間半、理由の要点朗読。法廷は意外に静かなのに驚いた。<…中略…> 帰宅五時。やはり反響はすさまじい。
9月20日 長沼事件の判決。考えてみれば妙な気もする。歴史に残るとか、劇的とかか評されているものの、僕らにとっては何も新しい法解釈や法理論の展開をしたわけでもなく、また困難な事実認定を明快に裁いたというわけでもない。あたりまえのことをあたりまえのように判決しただけなのだ。それがかくも大騒ぎになるのは、どこかが確かに狂っている。だが、裁判はそれでいいのかもしれない。

書簡は明らかな裁判干渉、怒った ■ 権力に不利な憲法は無視される ■ 当たり前のこと当たり前に判決しただけ

◆「私の視点×4」は休みました。

北海道長沼町における航空自衛隊のナイキ地対空ミサイル基地建設に伴う保安林指定解除処分が争われた。地元住民が憲法違反の自衛隊基地のための指定解除は公益上の理由を欠くと訴えた。73年の一審判決(札幌地裁)は、憲法前文を根拠に平和的生存権の裁判規範性を認め、自衛隊は憲法9条によって保持を禁じられている「戦力」にあたるとして、原告の訴えを認めた。しかし76年、札幌高裁は代替施設の完備によって原告らには訴えの利益がなくなったとして却下。最高裁も82年に同様の理由で上告を棄却した。両判決とも、自衛隊の憲法判断には踏み込まなかった。

憲法前文の「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」を根拠に、これを「平和を享受する権利」としてとらえる考え方。学説は、新しい人権として認める積極説と、理念をうたったもので裁判規範性は認められないという消極説に分かれる。
福島元裁判長の自宅あてに、平賀健太・札幌地裁所長が送った書簡で、事件処理の方向性を指示するかのような助言をしていた。書簡が公になり、裁判の独立と公正などをめぐる問題に発展した。

特殊だったとは思いません」
「随海空自衛隊のトップである幕僚長ら呼んで、自衛隊の実態について実に細かい審理をしています。」
「自衛隊が違憲かどうかを判断するときには、証拠や証言に基づいて実態を審理しなければなりません。裁判所はだれだって呼ぶことができる。事情を知っている自衛隊の幹部でもだれでも、必要があれば呼ぶのです。」
「真珠湾攻撃の際の第一航空艦隊参謀長だった源田実・元空幕長も、当時は自民党の参院議員でしたが、呼んでいます。」
「源田さんは、質問をはぐらかすことなく、正面からまじめに答えていました。彼は誠実な、正直な方でした。信念のある人でした。」
「今とは雰囲気が違うのでしょうか。」
「昨年の名古屋高裁の違憲判決の際、当時の田母神俊雄・空幕長は、芸能人のまねをし「そんなの関係ねえ」と。」
「判決内容に不服があっても、真摯に受けています。しかし、司法において憲法と自衛隊の関係はまた決着していません。」
「裁判所が憲法判断を避けてきたこと」
「40年近くたち、自衛隊はイラクへ行くのを考えて欲しいと思います。そのためには過ぎ去った歴史上の事実もしっかりと知る必要があります。この本が少しでも参考にできれば幸いです。」
「若い方々は、それぞれ自分なりに日本の社会がどうあるべきか、どう行くべきかを考えて欲しいと思います。そのためには過去の歴史をしっかりと知る必要があります。この本が少しでも参考にできれば幸いです。」